

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年7月18日(月) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 出席委員 | 1番 | 松田 | 明久 | 3番 | 永井 | 英男 |
| | 4番 | 石黒 | 正幸 | 5番 | 井口 | 喜裕 |
| | 6番 | 永田 | 勝美 | 7番 | 西村 | 淳子 |
| | 8番 | 天野 | 智康 | 9番 | 村松 | 恵美子 |
| | 11番 | 鈴木 | 稔 | 12番 | 加藤 | 元章 |
| | 13番 | 金原 | 純一郎 | 14番 | 渥美 | 敦子 |
| | 15番 | 石川 | 智康 | 16番 | 安間 | 啓一 |
- 欠席委員 2番 木野 浩之 10番 荻原 克夫

- 3 事務局
- | | |
|--------------|----|
| 産業部長 | 1人 |
| 農政課長 | 1人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1人 |
| 主幹兼農地整備統括係長 | 1人 |
| 農地利用係長 | 1人 |
| 農地利用係主任 | 1人 |
| 農地利用係主事 | 1人 |

4 議 事

事務局
(鈴木
賢)
会長

それでは、ただいまから7月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

それでは、ただいまから7月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「15番 石川智康委員」、「16番 安間啓一委員」を指名いたします。

次に、日程第2「議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

議第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

上山梨 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

下山梨 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【3】

浅羽一色 []、田、 [] m²、ほか3筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【4】

西同笠 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

計4件、 [] m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

鈴木稔委員

1番の説明をいたします。
場所は、 [] 山梨の北側になります。
[] から [] への所有権移転になります。
今までも [] が耕作しており、特に問題ないと思います。
よろしくご審議願います。

井口委員

2番の説明をいたします。
場所は下山梨で、譲受人は []、譲渡人は []
[] です。
[] の所有していた田が他の事業により減少し、農地を求めていたところ、 [] と合意いたしました。現在、地元の大型農家が耕作しておりますが、調整済みで、問題ないと思われます。
よろしくご審議願います。

金原委員

3番の説明をいたします。
申請地は浅羽一色です。
場所は、 [] 南 [] のところになります。
[] さんから [] さんへの所有権移転の申請

です。今までの耕作者は[]に頼んでいましたが、手放したいということで[]と合意にいたりました。

今までどおり耕作するということですので、問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

安間委員

4番の説明をいたします。

場所は西同笠[]で、[]から[]への所有権移転です。

この土地に関しては、[]が相続で取得した農地です。

他の人が耕作しておりましたが、隣接する畑といっしょに手放したいということで、地元で耕作している[]が取得することになりました。

問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

これより質疑に入ります。

何かご質問ある方は、よろしくお願いいたします。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第27号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第27号については、承認することに決しました。

事務局
(川村)

次に「議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

議第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

土橋[]、田、[] m^2 につきましては、[]が貸駐車場敷地のため、転用申請するもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

土橋[]、畑、[] m^2 につきましては、[]が、共同住宅敷地のため、転用申請するもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計2件、田1,815㎡でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

事務局
(川村)

1番の説明をいたします。

木野委員が本日欠席であるため、事務局より説明させていただきます。

貸駐車場としての申請になります。申請地は、
の西側で、
の北側の農地になります。

バイパス南側の
への貸駐車場としての申請になります。駐車場は砂利敷きで雨水は東側の側溝に流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして2番の説明をいたします。

申請地は、1番の案件の西側の農地になります。

申請者も同じで、共同住宅敷地の申請となっております。

排水は合併浄化槽を通じまして、申請地の南西の枡から排出いたします。

排水についても問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第28号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。

よって議第25号については、承認することに決しました。

次に「議第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題」といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

愛野東 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請
されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3
種農地に該当します。

【2】

新池 []、畑、 [] m²ほか3筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ
所有権移転を行い、特定建築条件付売買予定敷地として転用申請されるもの
で、申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地
に該当します。

【3】

田町 []、田、 [] m²につきましては、 [] から
[] へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地拡張
として転用申請されるもので、申請地は、近隣商業地域に指定されており、
第3種農地に該当します。

【4】

堀越 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から [] へ
所有権移転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、
第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

泉町 []、田、 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転
用申請されるもので、申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定されてお
り、第3種農地に該当します。

【6】

国本 []、畑、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、貸し駐車場敷地として転用
申請されるもので、申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えることか
ら、第3種農地に該当します。

【7】

村松 []、田、 [] m²につきましては、
[] から [] へ使用貸借により、住宅兼店舗敷地拡張として転
用申請されるもので、第1種農地および第3種農地に該当しない農地である
ことから、第2種農地に該当します。

【8】

見取 [] から [] へ、田、[] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転し、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【9】

見取 [] から [] へ、田、[] m²につきましては、
[] から [] へ賃貸借により、資材置場敷地として一時転用の申請をするもので、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当し、令和6年3月31日までの一時転用申請です。

【10】

下山梨 [] から [] へ、田、[] m²、ほか5筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【11】

下山梨 [] から [] へ、田、[] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、自己用住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

下山梨 [] から [] へ、畑、[] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【13】

下山梨 [] から [] へ、田、[] m²ほか3筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【14】

月見町 [] から [] へ、畑、[] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、

第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【15】

春岡 []、畑、 [] m²ほか2筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ、所有権移転し、
自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、
第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【16】

宇刈 []、田、 [] m²につきましては、
[] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として
転用申請されるもので、第1種農地および第3種農地に該当しない農地である
ことから、第2種農地に該当します。

【17】

浅羽 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転し、
自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、
第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【18】

浅岡 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から [] へ賃貸借によ
り、資材置場敷地として一時転用の申請をするもので、申請地は農用地区域
内農地、いわゆる「青地」農地で原則不許可となりますが、1年間の一時転
用申請です。

【19】

浅羽一色 []、田、 []、計 [] m²につきましては
は、[] から [] へ、所有権移転し、
自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地
の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【20】

中新田 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきまし
ては、[] から [] へ賃貸借
により、資材置場敷地として一時転用の申請をするもので、申請地は第一種
農地に該当し、原則不許可となりますが、令和6年3月31日までの一時転用
申請です。

以上、計20件、田、4,088.69m²、畑、5,400 m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員

1 番の説明をいたします。

申請地は愛野東[]になります

場所は、J R 愛野駅北側、[]になります。

[]の自己用住宅敷地で使用貸借の申請となります。

この地区はほとんどが宅地で、周辺には農地もなく、土地区画整理事業も完了しております。特別問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

事務局
(川村)

2 番の説明をいたします。

申請地は新池の区画整理地内で[]南西に位置する、集落内の農地となります。

[]が特定建築条件付売買予定地として[]、今後、建売住宅として販売していく計画となっています。

排水につきましては、申請地の北側と西側の公共下水道へ排出することになっております。

周辺についても宅地となっておりますので、周辺への農地の影響はありません。

ご審議、よろしくお願いいたします。

永井委員

3 番の説明をいたします。

申請地は、田町の[]、袋井春野線沿いで、[]北方向になります。

この場所は、以前、貸駐車場として転用申請が出された場所になります。

[]から[]へ所有権移転をし、併用地とともに貸駐車場敷地とするための許可申請になります。

雨水は東側の道路側溝に流します。

既に周囲は、宅地となっておりますので、問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

4 番の説明をいたします。

申請地は堀越で、市道堀越上[]になります。

[]から[]へ所有権移転をし、併用地を含めて資材置場敷地にするための許可申請です。

雨水は自然浸透で隣地との境界は、ガードパネルを設置する計画となっております。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして5 番の説明をいたします。

申請地は泉町[]で、区画整理地内となります。

袋井春野線の西側で、[]南東方向になります。

[]から[]へ所有権移転をし、自己用住宅敷地とする許可申請です。

排水は、公共下水道へ接続し、雨水は隣接する排水路に流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

石黒委員

6番の説明をいたします。

申請地は国本[]で、[]西側になります。

申請者の[]勤務している会社の駐車場が不足しておりまして、[]の農地を購入して駐車場として整備し、会社に転貸する申請がありました。道路の南側に農地がありますが、道路を挟んでおりますので、大きな影響はないと思われます。

雨水については、東側に用排水兼用の排水路がありますので、そちらに流す計画となっております。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして7番の説明をいたします。

申請地は村松[]で、[]東側になります。

申請者の[]は、[]を経営しており、来客用の駐車場として[]の土地を20年間の使用貸借する申請となります。

周りの農地は、[]の所有地で特に問題ないと思われます。

農地との境には、コンクリートブロックを設置し、雨水については、東側の道路側溝がありますので、そちらに流す計画となっております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

8番、9番併せての説明をさせていただきます。

8番については、[]の農地を[]が貸駐車場として使いたいとのことでした。雨水については、自然浸透ということで、特に問題ないと思われます。

場所については、見取[]の西南になります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

9番については、同じく見取になります。

[]から[]へ資材置場としての申請になります。

この場所は、昨年も資材置場として申請があり、問題ありませんでした。

ご審議、よろしくお願いいたします。

鈴木委員

10番の説明をさせていただきます。

場所は、平宇[]北側になります。

[]から[]への所有権移転になります。
[]の宅地分譲敷地とのことです。

排水等は、北側道路に側溝を設置し、流す計画となっております。

東側に田はありますが、現在、耕作されていない状態です。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

11番の説明をいたします。

場所は、10番と同じ場所になります。

より の所有権移転となります。

自己用住宅の敷地拡張ということで、雨水等は自然浸透になります。

特に問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

引き続き12番の説明をいたします。

場所は、 東側になります。

から への所有権移転となります。

駐車場敷地としての申請になります。

今までも が借りて家庭菜園として利用しておりました。

雨水は、自然排水となり、問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

引き続き13番の説明をいたします。

場所は、下山梨 、 の北側になります。周りも住宅地で、排水は、合併浄化槽を通じて西側の道路側溝へ東側の駐車場は自然浸透と道路側溝に流す計画となっております。

特に問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

14番の説明をいたします。

場所は、 の北側になります。

から への所有権移転となり、自己用住宅地とのことです。周りも住宅地で、排水等は浄化槽を通じて道路側溝へ流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

引き続き15番の説明をいたします。

場所は、 になります。

から への所有権移転で、自己用住宅敷地の申請となります。

周りも住宅地で、排水は浄化槽をとおして道路側溝へ流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

最後に16番の説明をいたします。

場所は宇刈で になります。

から への使用貸借で、自己用住宅敷地の申請となります。排水等は、道路上の農業集落排水に流す計画で、周囲にも影響ないと思

われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

加藤委員

17番の説明をいたします。

場所は浅羽で、[] 南西になります。

[] から [] へ所有権移転をして、自己用住宅の申請です

[] は、[] アパートに住んでおり、住宅

地を探していたところ、地主との合意により申請することになりました。排水は公共下水、雨水は北側の道路側溝へ流す計画となっております。

問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

渥美委員

18番の説明をいたします。

申請地は、浅岡で [] 北に 200 m ぐらい行ったところになります。

[] ですが、重機や資材置場が不足となったことから、スペースの確保が必要となり、申請となりました。

雨水は自然浸透で特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

石川委員

19番の説明をいたします。

申請地は浅羽一色です。

場所は、[] 東に行ったところ です。

[] から [] へ所有権移転し、自己用住宅敷地としての申請です。

排水は、東側の水路へ流します。

周辺は住宅地になっておりますので、特に問題は無いと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

安間委員

20番の説明をいたします。

この場所は、以前から工事のための一時転用がでている場所になります。

場所は、[] 掛川市との境の西側になります。

[] が公共事業を請負い、この場所を一時転用で資材置場敷地として使用する申請となっております。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。議第29号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。

よって議第29号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、「報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」

事務局から報告をお願いします。

事務局
(浜本)

それでは、7ページをご覧ください。

報第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

豊沢■■■■■、畑、■■■m²、ほか3筆、計■■■m² ■■■■、■■■■■、転用目的、ほか5件
計6件、■■■m²でございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人